

郵政民営化法の見直しに関する意見書

郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、郵政民営化法に基づき、持ち株会社である日本郵政株式会社の下、平成19年10月1日、4社に分社化された。

民営化後の状況をみると、分社化の影響による「非効率的な業務内容」、「各種サービスの質の低下」及び「利用者の利便性の低下」が、都市、地方を問わず、全国の至るところで顕在化しており、国民の不安の声も聞かれるところである。

郵政民営化法には、郵便局の設置のほか、郵便事業に関してはユニバーサルサービスが明記されているものの、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務に関しては、ユニバーサルサービスについて何ら規定がされていないのが現状である。加えて、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務が、郵便局へ委託されるのは10年間のみで、その後については、法律上、何も保証されておらず、特に郵便局以外の金融機関のない地方に暮らす住民にとっては、生活上の大きな不安となっている。

よって、国においては、国民の利便性に支障を生じることなく、郵便局において、郵便、郵便貯金、簡易保険の三事業が一体となったサービスを、将来にわたり確実に受けられるよう、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務に対してユニバーサルサービスを義務付けるなど、郵政民営化法の見直し等必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月3日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
総務大臣	鳩山邦夫様